

亀岡市成年後見制度

利用促進基本計画（第2期）

亀 岡 市

1 基本計画策定の趣旨

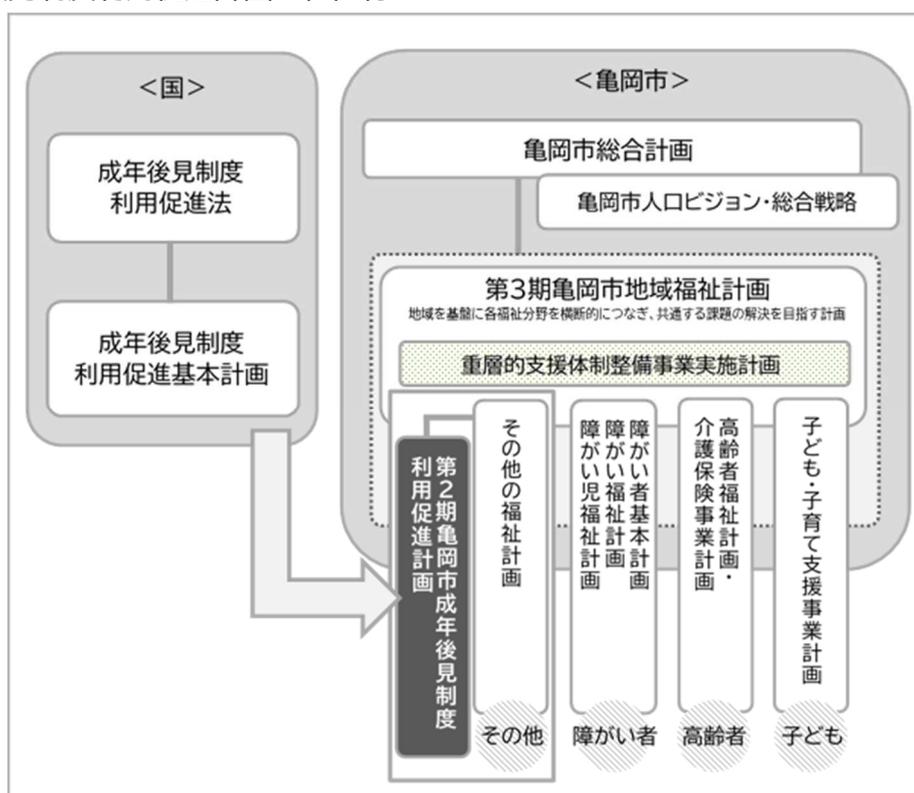
国は平成28年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を施行、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、認知症や知的障がいその他の精神上的障がいによって、日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていない状況を踏まえ、たとえ判断能力が不十分であっても、地域社会に参画しその人らしい生活を継続できる「地域共生社会の実現」を目指しています。

本市ではこの趣旨を踏まえ、第2期となる「亀岡市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、権利擁護支援の促進を図るものです。

2 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定される市町村計画

◆成年後見制度利用促進計画の位置付け



3 計画期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

4 基本方針

本人らしい生活を続けるための権利擁護支援体制を整える

5 基本目標

①本人が困っていることに気づく、もしくは本人に身近な人が本人の権利擁護支援の必要性に気付くことができる環境がある

本人・支援関係者・地域住民等が、表面化しづらい権利擁護支援の必要性を早期に気付き、本人らしい生活を続けていくための環境づくりが求められます。

そのためには、市民が後見制度を正しく理解し、気付きの目を増やしていくことが必要です。

②本人が困っている時に、相談できる体制がある

本人らしい生活を続けることができる環境をつくるため、権利擁護支援が必要な人を適切な支援に繋いでいく仕組みが求められます。

そのためには、身近な相談窓口や成年後見制度の利用促進を図る専門的な相談窓口の整備が必要です。

③関係機関のネットワークがある

本人の意思を汲み取り、その生活を守り権利を擁護していくためには、福祉・医療・地域等の支援関係者、後見人が連携して支援を行う仕組みづくりが必要です。

基本目標①の具体的な取り組み

(1) 権利擁護（制度）についての周知

- ・本人や関係機関に向けた広報

初期相談窓口や中核機関が市民や関係機関に対し、パンフレットの配布や多様な広報ツールを活用した啓発活動を行います。

- ・研修会・セミナー等の開催

中核機関が、成年後見制度（任意後見制度も含む）の正しい知識の普及を目的とした講演会やセミナー等を開催します。

基本計画②の具体的な取り組み

(1) 日常生活圏域に相談できる窓口の設置

- ・初期相談を担う相談窓口の設置

地域包括支援センター・障がい者相談支援センター・社会福祉協議会等と中核機関が連携し、市民に身近な初期相談窓口を運用することで、相談が行いやすい体制を整えます。

初期相談窓口を担う職員の資質向上を目指し、中核機関が研修等を実施します。

(2) 成年後見制度に繋ぐための中核を担う相談窓口の設置

- ・成年後見制度中核機関の設置・運営

行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体に連携できるネットワークの中心となる中核機関を運営します。

中核機関が、成年後見制度の利用相談や受任者調整等の支援を行います。

基本計画③の具体的な取り組み

(1) 適切な支援について話し合う体制づくり

- ・専門的な判断をする中核機関支援調整会議の運営

中核機関が、専門職団体や関係機関と連携し、支援が必要な本人に対し、適切な支援を話し合うことができる中核機関支援調整会議を適宜開催し、権利擁護支援のアセスメントや後見ニーズの見極めなどを行い、支援方針の検討や市長申立ての判断などを行います。

(2) 後見人を支援する体制づくり

- ・後見人をバックアップする体制の構築

中核機関と後見人及び関係機関が連携し、本人が成年後見制度利用後も安心して支援が受けられる体制を構築します。

- ・成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の活用

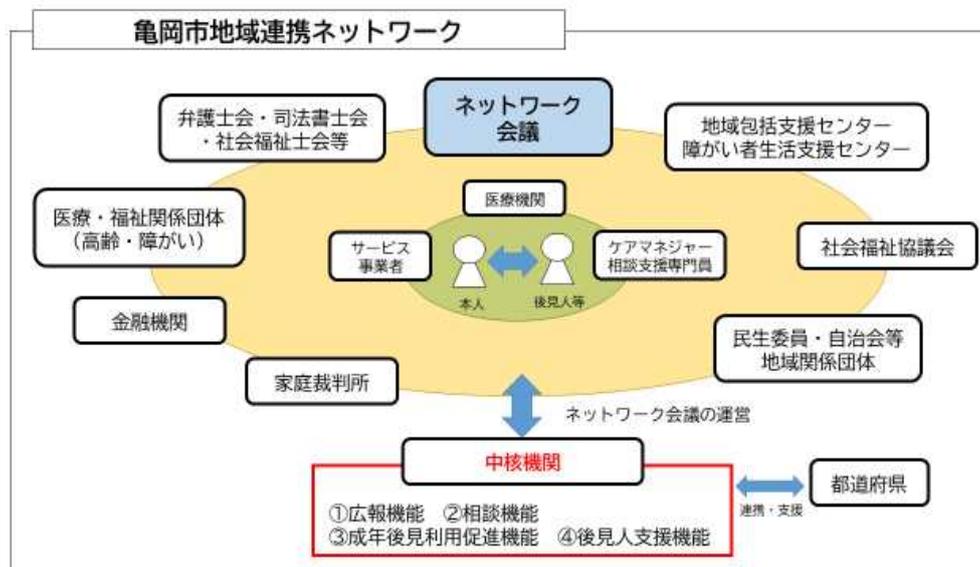
成年後見制度の利用にあたり、本人の負担が困難であると市長が認める人に対して、市が後見人等の報酬助成を行います。

(3) 権利擁護に係る関係機関のネットワーク構築

- ・地域連携ネットワーク協議会の設置

中核機関構成団体に加え、地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け、協議する場である「亀岡市地域連携ネットワーク協議会（仮）」を中核機関が設置します。

亀岡市地域連携ネットワークのイメージ図



- ・南丹圏域における連携

亀岡市・南丹市・京丹波町の中核機関が連携し、京都府とともに成年後見制度の担い手育成などを検討します。

発行年月 令和6（2024）年3月
発行 亀岡市成年後見制度中核機関（事務局：亀岡市健康福祉部高齢福祉課）
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
TEL：(0771) 25-5127 FAX：(0771) 24-3070